

フェイスブックのデータ流出問題と規制議論

I. 相次ぐテクノロジー企業の不祥事

フェイスブックが直面
する個人データの不正
漏洩問題

8,700 万人の個人データの不正漏洩が明らかになった問題を巡り、フェイスブックのマーク・ザッカーバーグ最高経営責任者（CEO）が議会の公聴会に召喚された。データの収集及び第三者との共有方法といった同社のビジネスモデルの細部について、4 月 10 日の上院司法委員会及び商業委員会、4 月 11 日の下院エネルギー商業委員会で証言する予定である。米連邦取引委員会（FTC）も 2011 年の同社とのプライバシー保護に関する同意事項の遵守について調査に乗り出しており、違反があった場合にはフェイスブックに大規模な罰金が課される可能性がある。

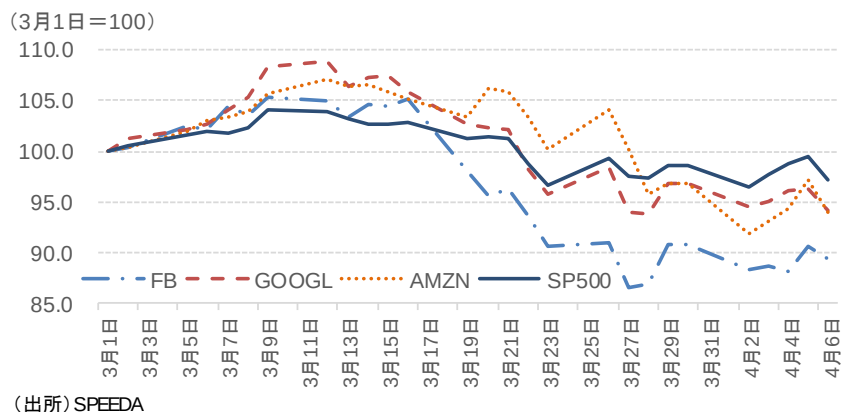
今回の問題は、フェイスブック上のアプリを通じてアンケート調査に回答した約 30 万人のユーザー及びその友達の個人情報がケンブリッジ・アナリティカ（CA）社に渡っていたことが発端となった。CA はデータ分析に強みを持つ政治コンサルティング会社であり、2016 年の大統領選挙においてトランプ陣営のデジタル戦略を担当した企業である。フェイスブックはロシアによる米大統領選挙への不正介入を許したことで昨秋にグーグルやツイッターと共に役員が議会に召喚されており、政治的な逆風が強まっている。

その他の主要企業も
問題を抱える

テクノロジー企業は好調な米国経済を象徴する存在であり、トランプ政権の発足後も上昇を続ける株式市場の先導役として持て囃されてきた。しかし、ここにきてフェイスブック以外の有力企業も様々な問題に直面している。例えば、アマゾン は事実関係の正否はともかく、郵政公社に正当な報酬を支払わず、税金逃れを行い、全米各地において中小の小売店を廃業に追いやっているとしてトランプ大統領から連日、激しく非難されている。ウーバーは自社開発した自動運転車が歩行者の死亡事故を起こし、テスラでも自動運転中の死亡事故が発生するなど、技術的優位性に疑問が投げかけられている。こうした結果、フェイスブックの株価はこの 1 ヶ月で 10%

以上下落しており、グーグルやアマゾンも市場平均をアンダーパフォームしている。

主要テクノロジー株の株価推移



深まる消費者の不信感

ソーシャル・メディアの情報管理体制に対する消費者の不信感が高まっている。直近のロイター／イプソスの調査によると、フェイスブックがプライバシー保護に関する法律に「従っていると思う」との回答は41%に止まった。一部のユーザーからはフェイスブックをスマホなどから削除することを呼びかける運動が展開されるなど、消費者離れの兆しもある。グーグルやアマゾンも事業範囲が拡大する中、ユーザーの検索内容や購買行動をはじめ、膨大なデータを蓄積している。そこから編み出された詳細なプロフィールがどのように拡散され、誰に利用されているのかは個人には把握しづらい。日々の生活を監視されているだけでなく、特定の行動や思考に誘導されている恐怖感もある。こうした漠然とした不安がより身近な問題として認識され始めてきた。

II.

徐々に広がる規制議論

自主規制の限界

インターネット上で拡散されるコンテンツの真偽の確認や個人情報の適切な取扱い業界の自主規制に任せられてきた。今回の騒動後、フェイスブックはロシア政府と関係のあるアカウントを自主的に削除し、今後、政治広告の広告主の身元などを確認するとしている。EUで5月25日より発効する一般データ保護規則 (GDPR) を全世界的に導入することなどを検討している。GDPRには、個人

規制議論は始まったばかり

情報は本人の基本的権利であるとの考えに基づき、データの処理と移転に関する厳しい制限が設けられるもので、企業が保有する個人データに本人が自由にアクセスできる「データポータビリティ」権の導入、企業のデータ収集や活用に関する情報開示の義務付け、データ利用に関する事前承諾取得などが含まれる。しかし、ユーザーの個人データの活用がフェイスブックをはじめとする多くのテクノロジー企業のビジネスモデルの根幹を成すため、個人情報保護の自主規制には限界があるのも事実である。

そこで、ワシントンでは政府による規制議論に火が点いている。ロシアによる選挙介入被害がきっかけとなり、議会では Honest Ads Act と呼ばれるネット広告規制法案が民主党主導で提案されている。これはテレビや活字媒体に要求される政治広告の広告主の開示義務をインターネット広告にも適用するものである。個人情報の取扱いの規制議論はまだ初期段階だが、EU の GDPR を参考にしたルール作りやデータ保護のための監督組織の設置などが提案されている。更に、強力になりすぎたテクノロジー企業の影響力の低下を目的とした企業分割案や売上に対する課税するヨーロッパ型のデジタル税といったより極端な規制案も一部では浮上している。

過去の規制の動きは結実せず

ただし、テクノロジー企業に対する連邦規制が実現する保証はない。最近もヤフーや信用情報サービスのエキファックスでフェイスブックより大規模な個人情報の流出が発覚した際に規制導入の動きが盛り上がりを見せたが、時間の経過と共に収束した。フェイスブックには全世界で 20 億人を超えるユーザーが存在し、日常生活に必要なツールになりつつあるため、規制の弊害も考慮しなければならない。最近のテクノロジー企業は、メディアや公益企業の性格を持ち合わせているため、どの分野の規制を適用するかについての議論も必要となる。米国における自由な競争環境が先端分野での有力企業を数多くさせてきたことから、規制導入に否定的な考えも根強い。

III. ロビー活動への影響

2017 年のロビイング支出ではグーグルが企業別でトップ

各社も現状を傍観しているわけではなく、議会などへの積極的な働きかけを行っている。2017 年にはアルファベット（グーグル）が 18 百万ドルをロビー活動に支出し、テクノロジー企業として初めて全企業のトップに立った。アマゾン（13 百万ドル）やフェイスブック（12 百万ドル）もランキング上位に顔を出している。業界別で

はヘルスケア、金融、電機などにはまだまだ及ばないが、インターネット業界全体では68百万ドル（前年比14%増）とワシントンにおける存在感を着実に高めている。シリコンバレーはワシントンからは地理的にも心理的にも遠いイメージだが、経済構造のサービス化が進展する中、両者は切り離せない関係になりつつある。

ロビイング支出(2017年)

業界別

	業界	百万ドル
1	医薬品・医療	279
2	保険	160
3	電機	146
4	業界団体	137
5	石油・ガス	126
6	電力会社	114
7	不動産	102
8	病院・介護施設	100
9	証券・投資	98
19	インターネット	68

(出所) Opensecrets.com

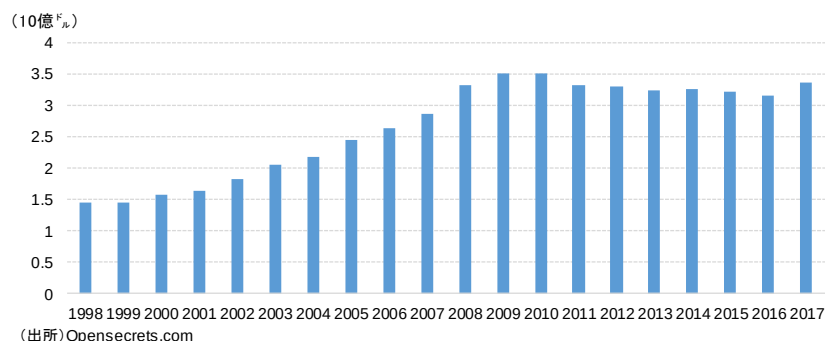
企業・団体別

	企業・団体	百万ドル
1	米国商工会議所	82
2	全米不動産協会	55
3	ビジネス・ラウンドテーブル	27
4	米国研究製薬工業協会	26
5	ブルークロス・ブルーシールド	24
6	アメリカ病院協会	22
7	アメリカ医学協会	22
8	Alphabet (Google)	18
9	AT&T	17
10	Boeing	17

全体のロビイング支出は 7年ぶりの高水準

トランプ大統領はワシントンからの既得権益の排除を訴えて当選したが、そこにはロビイストが水面下で暗躍する従来型の意思決定プロセスも含まれるはずだった。しかし、当初の方針に反して政権入りしたロビイストも多く、米国政治からロビー活動を完全に除外することの難しさも感じさせられる。2017年のロビー活動への支出合計は34億ドルと7年ぶりの高水準となっている。政権交代による新たな人脈構築の必要性や税制改革をはじめとする大型法案の成立、各種規制緩和が短期間に実現したことなどが理由とみられる。

米国におけるロビイング支出の推移



政権交代で入れ替わるロ ビイストの顔ぶれ

尚、ロビー活動を効果的に実行する上では政の治中枢との距離感と有力政治家との個人的な信頼関係が大きな資産となる。従い、政権交代時には有力ロビイストにも一定の入れ替わりが起こる。最近の政治専門誌ポリティコの記事では、トランプ政権下で誕生したロ

ビー業界の新たなスターとしてブライアン・バラード氏が紹介されていた。同氏はトランプ大統領と30年以上の親交があり、地元のフロリダ州でロビイストとして活躍する傍ら、トランプ大統領の選挙資金集めにも奔走してきた人物である。トランプ大統領の就任後、ワシントンに拠点を移してロビー事務所を設立し、1年足らずで大手企業から外国政府まで60以上のクライアントと契約している。長年ワシントンで活躍するロビイストが影響力を持つ時代ではなくなっており、トランプ政権が型破りで予測不可能だと言われている間はロビイストの見極めも困難な状況が続くとみられる。

以上/井上

本資料は公開の対象を丸紅グループに限定しています。グループ外への本資料の提供はご遠慮ください。

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。